AE_{25} ＝ 0.045
AE_{26} ＝ 0.044
AE_{27} ＝ 0.042
AE_{28} ＝ 0.0411
AE_{29} ＝ 0.0414
AE_{30} ＝ 0.04154
$AE_{令元}$＝ 0.04098
$AE_{令2}$ ＝ 0.00182
$AE_{令3}$ ＝ 0.00251
$AE_{令4}$ ＝ 0.00565

AF_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成 23 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

AG_{23} ＝ 0.02747
AG_{24} ＝ 0.02792
AG_{25} ＝ 0.028
AG_{26} ＝ 0.028
AG_{27} ＝ 0.027
AG_{28} ＝ 0.0257
AG_{29} ＝ 0.0259
AG_{30} ＝ 0.02596
$AG_{令元}$＝ 0.02561
$AG_{令2}$ ＝ 0.00114
$AG_{令3}$ ＝ 0.00157
$AG_{令4}$ ＝ 0.00353

AH_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から令和 4 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相

AE_{25} ＝ 0.045
AE_{26} ＝ 0.044
AE_{27} ＝ 0.042
AE_{28} ＝ 0.0412
AE_{29} ＝ 0.0415
AE_{30} ＝ 0.04160
$AE_{令元}$＝ 0.00104
$AE_{令2}$ ＝ 0.00182
$AE_{令3}$ ＝ 0.00251

AF_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成 23 年度から令和 3 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

AG_{23} ＝ 0.02751
AG_{24} ＝ 0.029
AG_{25} ＝ 0.028
AG_{26} ＝ 0.028
AG_{27} ＝ 0.027
AG_{28} ＝ 0.0258
AG_{29} ＝ 0.0260
AG_{30} ＝ 0.02600
$AG_{令元}$＝ 0.00065
$AG_{令2}$ ＝ 0.00114
$AG_{令3}$ ＝ 0.00157

AH_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から令和 3 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から令和 3 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相